

各県立学校長 殿
甲府商業高等学校長 殿

山梨県教育委員会教育長
(公印省略)

教職員の服務規律の確保について（通知）

教職員の服務規律の確保及び適正な業務執行については、各校において平素から御配慮をいただいているところですが、過去には飲酒運転、盗撮行為など、県民の信頼を著しく損なう事案が複数発生したことは極めて遺憾です。

もとより教育公務員は、全体の奉仕者として、自己の使命を自覚し、言動に注意を払いつつ、その職責の遂行に全力で努めなければなりません。

各教職員が「県教育行政は、教職員の業務執行に対する県民の信頼の上に成り立っているものであること」を改めて自覚し、これまで以上に緊張感と責任感をもって業務に取り組む必要があります。

つきましては、年度当初にあたり、貴職管下の教職員の服務規律の確保、児童・生徒指導の在り方等について総点検を行い、教育目標の達成に万全を期すよう、次のとおり、取り組みをお願いします。

1 （別紙1）の1～8の事項について、具体的な事例や対応策を示すなどして、全ての教職員への周知徹底を図る。

2 本委員会が作成した既存資料等を活用し、年間を通じて、服務規律の確保に向けた教職員対象の研修の場を設ける

○既存の資料例；

- ・飲酒に係る不祥事根絶ガイドライン
- ・体罰の根絶に向けて～校内研修資料～
- ・信頼される教職員するために遵守すべき事項（改訂）
- ・職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための要綱
- ・パワー・ハラスメントの防止に関する指針
- ・山梨県教育委員会情報セキュリティ基本方針及び対策基準
- ・信頼される教育の実現に向けて（山梨県高等学校長協会）

※ 実施に際し、服務規律の確保に向けた研修計画を立て、（別紙2）により、高校教育課人事担当まで提出してください（電子データの送付可）。
提出期日：令和3年4月23日（金）

※ 服務規律の確保に向けた研修の年度内の実施状況について、（別紙3）により、高校教育課人事担当まで報告してください。
提出期日：令和4年1月28日（金）

(別紙1)

1 教職員の服務の厳正について

- (1) 教育公務員として、全体の奉仕者たるにふさわしい言動をすること。特に、法令の遵守と服務規律の保持に努め、信用を失墜するような行為のないようにすること。
- (2) 勤務時間外においても、常に教職員としての自覚を持った言動をすること。

2 個人情報の取り扱いについて

- (1) 個人情報は、条例等を踏まえ、生徒や保護者からの同意に基づき、適正に取り扱うこと。
- (2) 個人情報が記載されている文書やパソコン内のデータ等の取り扱いに十分留意するとともに、パスワードによるデータ管理を徹底するなど、個人情報の漏洩・紛失等がないよう、その管理に万全を期すこと。

3 公金の管理について

公金については、現金による取り扱いを最小限にとどめ、やむを得ず現金を扱わなければならない場合は、事務室の金庫又は鍵のある堅ろうな容器等に保管するなど、管理を徹底すること。

4 交通事故・交通違反の防止について

- (1) 自動車等の運転については、勤務時間の内外を問わず安全運転に心がけ、交通事故・違反の絶滅に努めること。
- (2) 校長は飲酒運転の根絶に向けて指導を徹底すること。「飲酒に係る不祥事根絶ガイドライン」(平成27年10月 山梨県教育委員会)に基づく取り組みを実施するとともに、職場研修等を工夫して教職員の自覚を促すこと。
- (3) 校長は教職員個々の日常の飲酒状況及び通勤方法等について把握し、飲酒運転や健康被害につながる危惧がある場合は適切な指導を行うこと。

5 体罰について

体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されており、教員による体罰はいかなる場合にも許されないことを改めて自覚し、適切な生徒指導を行うこと。また、言葉による暴力についても、厳に慎むこと。

6 セクシュアル・ハラスメントについて

- (1) 学校教育に携わる者が、児童・生徒を傷つけるような言動をすることは、児童・生徒に取り返しのつかない心の傷を残すこともあり得ることを改めて自覚し、そのような言動は厳に慎むこと。
- (2) 管理職は自らを律するとともに、教職員に対して、継続した指導をすること。

7 パワー・ハラスメントについて

管理職は、上司の言動によって部下が人格を傷つけられ、疎外感を抱き、心理的負担等を受け、ひいては心身の健康を損なうことがあり得ることを改めて自覚し、適切な業務運営を図ること。

8 メンタルヘルスについて

- (1) 事務処理をはじめ、会議や行事の見直し等による校務全体の効率化を図り、教職員の時間外勤務の軽減に努めるとともに、適正な校務分掌を整えること。
- (2) 教職員が心身ともに健康な状態で職務を遂行することができるよう、その予防的な対策と職場環境について十分に検討し、取り組みを進めること。
- (3) 管理職は、心の健康の重要性を十分認識し、自ら親身になって教職員の相談を受けるほか、配慮が必要な教職員を把握した場合には、中心となって相談を受けた教職員を指名するなど、具体的な対応を行うこと。